

# 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正

令和 7 年 1 月 22 日  
原子力規制庁

## 1. 趣旨

本議題は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正が必要となる法令等の案に関する意見公募において提出された意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方についての了承を諮るとともに、法令等の改正等の決定について付議するものである。

## 2. 経緯

令和 6 年度第 42 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 13 日）において、改正法の一部の施行に伴い、改正が必要となる法令等の案に対する意見公募の実施が了承され、意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

## 3. 意見公募の実施結果

（1）行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募

### ① 対象

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程

② 実施期間：令和 6 年 11 月 14 日から同年 12 月 13 日まで（30 日間）

③ 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

④ 提出意見数：5 件<sup>1</sup>

（2）任意の意見公募

### ① 対象

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイ

<sup>1</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは行政手続法に基づく意見公募、任意の意見公募ともに 0 件であった。

ド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程

- ② 実施期間：令和6年11月14日から同年12月13日まで（30日間）
- ③ 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- ④ 提出意見数：0件<sup>1</sup>

#### 4. 提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

上記3.（1）に関する提出意見に対する考え方を別紙1のとおり了承いただきたい。

なお、上記3.の意見公募の期間中に、原子力事業者等からの求めに応じ、第8回高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームを開催し、法令等の案に対する意見を聴取したが、当該案の修正が必要となる意見はなかった。（参考2参照）

#### 5. 法令等の改正等（委員会決定事項）

##### （1）政令の閣議請議

別紙2の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」に関する閣議請議手続を進めることについて、決定いただきたい。

##### （2）関係規則等の改正

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程」について、それぞれ別紙3から別紙6までのとおり決定いただきたい。

なお、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」については、表現の適正化のため、当初の案から一部修正を行っている。

#### 6. 今後の予定

政令の閣議決定・公布	令和7年	2月上旬（予定）
規則の公布		同月中・下旬（予定）
法令等の本格施行	同年	6月6日

なお、そのほか改正が必要となる法令等<sup>2</sup>については、条ズレ等の軽易な規定の整備であることから、原子力規制庁長官の専決により処理する。

＝別紙及び参考資料＝

- 別紙 1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の改正案等に対する意見及び考え方（案）
- 別紙 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令
- 別紙 3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則
- 別紙 4 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 別紙 5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程
- 別紙 6 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程
  
- 参考 1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の変更箇所（見え消し）
- 参考 2 発電用原子炉施設の特別点検における共用設備の取扱いについて（第 8 回高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム 資料 2）

---

<sup>2</sup> 安全上重要な機器等を定める告示（平成 15 年経済産業省告示第 327 号）、原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第 1311275 号）

(案)

別紙 1

**脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための  
電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の改正案等  
に対する意見及び考え方**

令和7年1月 日



整理 番号	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）（概要）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
1-1	<p>減税が叫ばれる中での今回の手数料の額はあまりに高すぎます。</p> <p>今回の手数料の額の積み上げ算定内訳を人件費職員m人n時間w円，A費x円，B費y円，合計金額z円の形式で普通算定しているはずですのでその情報を事細かに開示してください。財務大臣に開示請求すべきなら窓口を公開してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に定める申請等に係る手数料はそれぞれ当該申請等に対する審査等に要する実費を勘案して定めています。</li> <li>➤ 今回の手数料については、人件費総額を組織定員・勤務時間数で割り戻し、職員1人1時間当たり約1万円を人件費単価とし、審査事務に必要なと見込まれる時間等を基に人件費を算定しています。その他、審査会合の運営にかかる費用、現地確認にかかる費用等を計上しています。</li> </ul>

整理 番号	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
1-1	<p>新実用炉規則第百十三条第三項について、確認したい。</p> <p>「評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であって特別点検を実施していない場合は、同項五号ロに掲げる記載を省略することができる。」と解釈できると考えているが、これは附則第三条前段にある「特定共用施設（その特別点検の実施時期を超過したことその他の正当な事由により、この規則の施行の日前に当該特別点検を実施することができないものに限る。）」も同様であり、同項五号ロに掲げる記載は省略することができる、という解釈で良いか。</p>	<p>➤ 御理解のとおりです。</p>

整理番号	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程（案）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
1-1	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程（案）の別表第1の実用炉規則第92条第1項第18号の2. において「・・・劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関すること・・・」の対象があいまいだと思います。</p> <p>ここで「劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきもの」とは、認可済の長期施設管理計画を確認すると、「六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置」に記載されている項目のうち、「2. 技術評価で抽出された追加保全策」という理解で正しいでしょうか？</p>	<p>➤ 御指摘の「技術評価で抽出された追加保全策」に記載された内容も含め、長期施設管理計画に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの有無を検討し、該当するものがあれば、施設管理方針、施設管理実施計画等に反映する必要があります。</p>
2-1	<p>審査基準の実用炉規則第92条第1項第18号2. の変更前には「経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施すること」との記載があったが、変更後では、手順及び体制を定め、長期施設管理計画の申請手続きを実施することの記載がない。変更後は、保安規定に申請手続き（手順及び体制を定め長期施設管理計画を申請すること等）を記載する要求はないという理解でよいか。</p> <p>（同審査基準3. には「運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、・・・。また、・・・当該評価の見直しを行うことが定められていること。」とあるが、“相当期間停止する場合”の記載に読める。）</p>	<p>➤ 御理解のとおりです。</p>
3-1	<p>相当期間とは「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のため</p>	<p>➤ 御理解のとおり、「相当期間」とは、御指摘のガイドに例示とともに示した「おおむね1年以上」の期間です。</p>

整理 番号	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程（案）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
	の措置等に係る運用ガイド」に記載された、1年以上の期間という理解でよいか。	
4-1	運転開始日から30年を経過し、冷温停止を継続している発電用原子炉で、長期施設管理計画の認可申請を行っていない場合は、特別な施設管理実施計画において劣化評価に係る運用がなされていることを規制検査の中で確認することとなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規制基準への適合が確認されていない発電用原子炉のような長期間停止している発電用原子炉に関する劣化管理は、原子炉等規制法第43条の3の22第1項に規定する保安のために講ずべき措置の一環として行われるため、原子力規制検査の対象です。</li> <li>➤ また、長期間停止している発電用原子炉に対する長期的な劣化に関する評価については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の改正案において、「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））を参考として示しています。</li> </ul>
4-2	「発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うこと」とあるが、具体的に実施する評価項目や管理手法が明確ではない。具体的な内容は各事業者の判断に委ねた上で、特別な施設管理実施計画において劣化評価に係る運用がなされていることを規制検査の中で確認することとなるのか。	

## 政令第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の六」を「第二十条の五」に改める。

第二十条の六を削る。

別表第一の三十五の項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項又は第三項」に、「四百六十八万六千七百円」を「七百五十三万七千五百円」に、「四百六十八万四千六百円」を「七百五十三万四千五百円」に改め、同表の八十の項を同表の八十一の項とし、同表の三十六の項から七十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三十五の項の次に次の一項を加える。

三十六	法第四十三條の三の三十二第四項の認可を受けようとする者	三百九十八万八千円（電子申請等による場合にあつては、三百九十八万五千円）
-----	-----------------------------	--------------------------------------

附 則

この政令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。

## 理由

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、発電用原子炉に係る長期施設管理計画の認可を受けようとする者が納付すべき手数料の額を定める等の必要があるからである。

## ○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十条の三十一第二項、第五十一条の三十三第四項、第六十一条の二の二第四項（同法第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。）、第六十一条の八の二第三項及び第六十八条第五項の規定を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する



る規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 42 条関係）

第 号

身分証明書

職名及び氏名

写真

押出  
スタンプ

年 月 日生  
年 月 日交付

原子力規制委員会 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 64 条の 3 第 8 項において準用する同法第 61 条の 2 の 2 第 4 項の規定による

備考 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則の一部改正)

第二条 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第1（第4条関係）

第 号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の31第2項の規定による
身 分 証 明 書
職名及び氏名

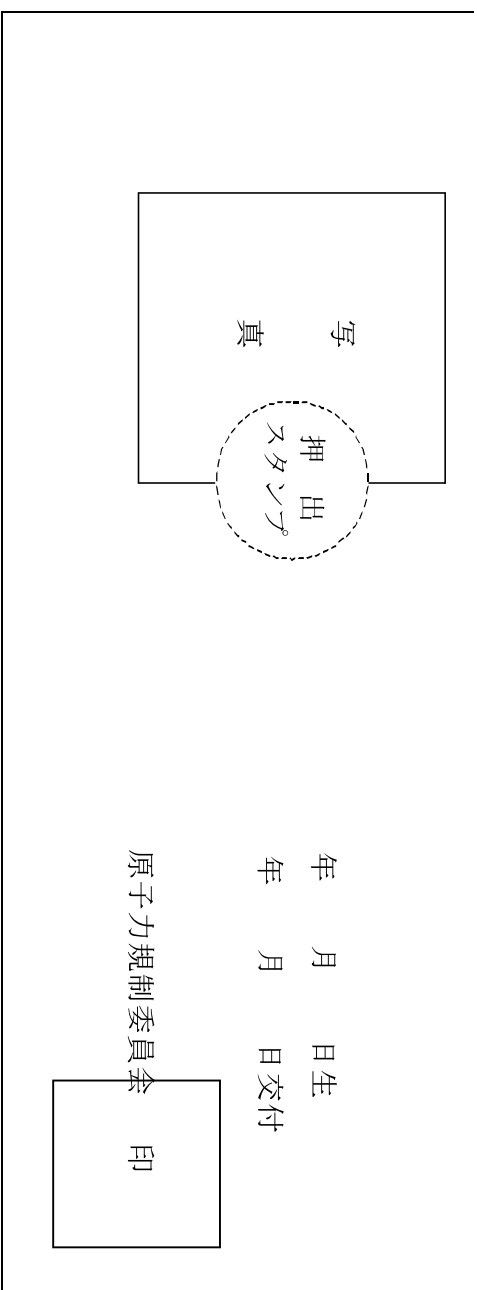
	年 月 日 生 年 月 日 交付
原子力規制委員会 印	

備考 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第2（第4条関係）

第 号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の33第4項の規定によ る 身 分 証 明 書 職名及び氏名
---



備考 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(原子力規制検査等に関する規則の一部改正)

第三条 原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一を次のように改める。

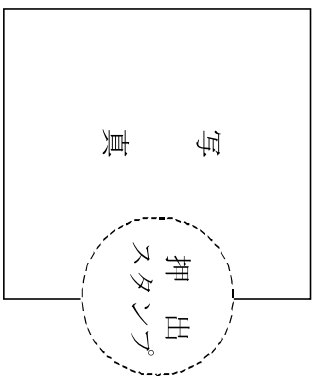
別記様式第1（第6条関係）

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 4 項の規定による

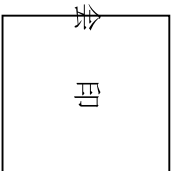
身 分 証 明 書

職名及び氏名



年 月 日生  
年 月 日交付

原子力規制委員会 印



備考 この身分証明書の大きさは、縦 54 ミリメートル、横 85 ミリメートルとする。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第 2 (第 6 条関係)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第5項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写 真

出 押  
スタンプ

年 年 日  
月 月 日  
交 交 付

原子力規制委員会

印

備考 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正)

第四条 国際規制物資の使用等に関する規則（令和六年原子力規制委員会規則第四号）の一部を次の

ように改正する。

別記様式第二十六を次のように改める。

別記様式第 26 (第 49 条関係)

第 号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 8 の 2 第 3 項 又は同法第 68 条第 5 項の規定による 身分証明書 職名及び氏名 写真 押出スタンプ 年 月 日生 年 月 日交付 原子力規制委員会 印
--

備考 この身分証明書の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

## 附 則

この規則は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。



## ○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三條の三の三十二の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十

七号) 第八十一条及び第百十三條から第百十三條の四までの改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>第八十一条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設が法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項、第百十三條第一項第五号及び第百十三條の四第四項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管</p>	<p>(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>第八十一条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設が法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条及び第百十三條第二項第三号において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p>

理を実施すること。

イ・ロ (略)

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日(第百十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。)から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合には、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条

イ・ロ (略)

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。)

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

(新設)

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定に

第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(長期施設管理計画の認可の申請)

第百十三条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 長期施設管理計画の期間

五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ 通常点検（施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第百十三条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であつて、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に

より長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

第百十三条 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了する日から起算して一年前の日までに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四 延長しようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であつて、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされるときには、第二号に掲げる書類を添付すること

実施する必要があるものをいう。以下この号、第百十三  
条の四第一項第三号及び第百十三条の六第二項において  
同じ。)の方法及びその結果

ロ 特別点検(通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査  
であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発  
電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査  
し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子  
力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。)の方法  
及びその結果

ハ 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事  
項

(1) 評価期間

(2) 評価対象機器等(発電用原子炉施設の安全性を確  
保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化  
に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以  
下同じ。)

(3) 評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中  
性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照  
射量に応じ、監視試験片(技術基準規則第二十二條に規定  
する監視試験片をいう。以下同じ。))を用いて第四号の期  
間中に実施する必要がある試験(第百十三条の四第一項第

を要しない。

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の  
設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書  
類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉  
その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を  
記載した書類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係  
る施設管理方針を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

---

六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

七 技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（以下「運転開始日」という。）を証する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる

---

事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設（二以上の発電用原子炉施設において共用する発電用原子炉の附属施設（法第四十三条の三の三十二第一項、第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特別点検に係る第一項第五号口に掲げる事項が記載されているものを除く。）であつて、その供用開始日が運転開始日前であるものをいう。以下同じ。）が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号口に掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

4 前項本文の規定により第一項第五号口に掲げる事項の記載を省略するときは、第二項第二号に掲げる書類のうち第一項第五号口に掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

**第百十三条の二** 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号口に掲げる事項の記載を省略す

（新設）

---

ることができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

一 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であつて、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であつて、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検（特定共用施設に係るものを除く。）に係る前条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に

---



運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれて  
いるものであって、同条第四項又は第七項の規定による変更  
の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）の始  
期から十年を経過する日を超えないとき。

3 前項本文の規定により第一項において準用する前条第一項第  
五号に掲げる事項の記載を省略するときは、同条第二項第二  
号に掲げる書類のうち同条第一項第五号に掲げる事項に関す  
る説明書の添付を省略することができる。

4 第二項第二号又は第三号の規定に基づき第一項において準用  
する前条第一項第五号に掲げる事項の記載を省略しようとし  
るときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号  
に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

(長期施設管理計画の変更の認可の申請)

第百十三条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により

、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可  
を受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項  
を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない  
い。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表  
者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地

(新設)

三 発電用原子炉の名称

四 第百十三条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容

五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由

六 変更の理由

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた者は、次条第二項の規定により長期施設管理計画に記載した第百十三条第一項第六号の措置を講ずるためにこれらの認可を受けた長期施設管理計画の期間中に特定共用施設について特別点検を実施したときは、当該特別点検の実施に係る当該長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第四項の認可を受けなければならない。

3 第一項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。

（長期施設管理計画に記載すべき事項等）

**第百十三条の四** 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画を記載しなければならない。

一 第百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

（新設）

---

二 第一百十三条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であつて、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。

三 第一百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。

四 第一百十三条第一項第五号ハ(1)の評価期間は、同項第四号の期間を含むものであつて、運転開始日から起算して六十年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。

五 第一百十三条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。

六 第一百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、その申請に係る長期施設管理計画の評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であつて、第一百十三条第一項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別

---

点検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。

3 第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

4 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

第二条のうち、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第七十六条及び第百八条から第百八条の四までの改正規定を次のように改める。

	改 正 後	改 正 前
第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発	(発電用原子炉施設の施設管理)	第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発

電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二・三 （略）

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百八条第一項第五号及び第百八条の四第四項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ〜チ （略）

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二・三 （略）

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ〜チ （略）

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日（第八十二条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合には、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（長期施設管理計画の認可の申請）

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（新設）

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百八条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 長期施設管理計画の期間

五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ 通常点検（施設管理実施計画に従つて実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第百八条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であつて、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第百八条の四第一項第三号及び第百八条の六第二項において同じ。）の方法及びその結果

ロ 特別点検（通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発

第百八条 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができるとする期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四 延長しようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。）の方法及びその結果

ハ 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事項

(1) 評価期間

(2) 評価対象機器等（発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下同じ。）

(3) 評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（研開炉技術基準規則第二十一条に規定する監視試験片をいう。以下同じ。）を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験（第百八条の四第一項第六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

七 技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。



---

要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（以下「運転開始日」という。）を証する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設（二以上の発電用原子炉施設において共用する発電用原子炉の附属施設（法第四十三条の三の三十二第一項、第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特別点検に係る第一項第五号ロに掲げる事項が記載されているも

---

のを除く。)であつて、その供用開始日が運転開始日前であるものをいう。以下同じ。)が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号口に掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

4 前項本文の規定により第一項第五号口に掲げる事項の記載を省略するときは、第二項第二号に掲げる書類のうち第一項第五号口に掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

第一百八条の二 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の

三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号口に掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号口に掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

一 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項

(新設)

第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であつて、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であつて、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検（特定共用施設に係るものを除く。）に係る前条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであつて、同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の始期から十年を経過する日を超えないとき。

前項本文の規定により第一項において準用する前条第一項第

五号口に掲げる事項の記載を省略するときは、同条第二項第二号に掲げる書類のうち同条第一項第五号口に掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

4 第二項第二号又は第三号の規定に基づき第一項において準用する前条第一項第五号口に掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

(長期施設管理計画の変更の認可の申請)

第百八条の三 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 第百八条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容

五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由

六 変更の理由

(新設)

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた者は、次条第二項の規定により長期施設管理計画に記載した第百八条第一項第六号の措置を講ずるためにこれらの認可を受けた長期施設管理計画の期間中に特定共用施設について特別点検を実施したときは、当該特別点検の実施に係る当該長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第四項の認可を受けなければならない。

3 第一項の申請書には、第百八条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。

（長期施設管理計画に記載すべき事項等）

第百八条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画を記載しなければならない。

一 第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

二 第百八条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であつて、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。

三 第百八条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物

（新設）

---

ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。

四 第百八条第一項第五号ハ(1)の評価期間は、同項第四号の期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。

五 第百八条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。

六 第百八条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、その申請に係る長期施設管理計画の評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であって、第百八条第一項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別点検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。

3 第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則

---

により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

4 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

附則第一条中「附則第四条の規定は、」を「附則第五条の規定は」に改め、「（令和五年十月一日）から」の下に「、附則第三条の規定は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第 号）の施行の日から」を加える。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条中「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であつて、この規則の施行の際現に設置されているものをいう」を「改正法附則第三条に規定する平

成二十四年既設発電用原子炉をいう。以下同じ」に改める。

附則中第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 改正法附則第四条第一項若しくは第三項、第五条第一項又は第六条第一項の認可を受けようとする者は、その長期施設管理計画に係る平成二十四年既設発電用原子炉の附属施設に特定共用施設（その特別点検の実施時期を超過したことその他の正当な事由により、この規則の施行の日前に当該特別点検を実施することができないものに限る。）が含まれるときは、当該長期施設管理計画に、その期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施する旨を記載しなければならない。この場合において、当該長期施設管理計画に対する新実用炉規則第百十三条の四第二項の規定の適用については、同項中「特別点検を」とあるのは「特別点検（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）附則第三条前段の規定により長期施設管理計画に当該期間中に実施する旨を記載しなければならないものを含む。）を」とする。

## 附 則



(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項の規定に基づく認可を受けた者は、その長期施設管理計画の評価対象機器等（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第百十三条第一項第五号ハ(2)に規定する評価対象機器等をいう。）に特定共用施設（新実用炉規則第百十三条第三項ただし書に規定する特定共用施設をいう。）が含まれる場合には、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）の前日までに、新実用炉規則第百十三条第一項第五号ロに掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項のうち当該特定共用施設の特別点検に係るものについて、改正法附則第六条第一項

の変更の認可を申請し、又は同条第二項の規定による変更の届出をしなければならぬ。この場合において、同日までに当該変更の認可の申請に対する処分がされなかつたときは、当該処分がされるまでの間は、新実用炉規則第百十三条第三項ただし書又は第百十三条の四第二項の規定は適用しない。

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程

第 1 条 次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号） 別表第 1
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管 P 発第1306196号） 別表第 2
- (3) 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準（原規規発第2308304号） 別表第 3

第 2 条 実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（原管 P 発第1311271号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 4 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 6 月 6 日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第 3 条の規定は令和 年 月 日から、第 1 条第 3 号に係る改正規定及び附則第 5 条の規定は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「令和 年改正規則」という。）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

（実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に係る経過措置）

第2条 改正法附則第3条に規定する平成二十四年既設発電用原子炉を設置している者は、施行日前においても、この規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（以下「新保安規定審査基準」という。）の規定に適合するための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項後段の規定による変更の認可の申請をすることができる。

第3条 前条の規定による変更の認可の申請に対する処分については、施行日前においても、新保安規定審査基準の規定の例によることができる。

第4条 附則第2条の規定による変更の認可の申請をした者に対する新保安規定審査基準の適用については、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされなかったときは、当該申請に対する処分があった日又は施行日から起算して6月を経過した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。  
（実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準の一部改正に係る経過措置）

第5条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会規則第4号）附則第3条又は令和 年改正規則附則第2項の規定の適用を受ける者については、この規程による改正後の実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準（以下「新長期施設管理計画審査基準」という。）Ⅱ. 2.（1）⑤の規定により読み替えて準用する新長期施設管理計画審査基準Ⅱ. 2.（1）④の規定中初回の特別点検に関する部分は、適用しない。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">実用炉規則第9 2条第1項第8号ニ 発電用原子炉の運転期間</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. <u>実用炉規則第9 2条第2項</u>に基づき、<u>実用炉規則第9 2条第1項第8号ニ</u>に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（<u>発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、劣化評価への影響を評価した結果を記載した書類を含む。</u>以下単に「説明書」という。）が添付されていること。</p> <p>4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（<u>発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間</u>）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、<u>実用炉規則第5 5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検</u></p>	<p style="text-align: center;">実用炉規則第9 2条第1項第8号ニ 発電用原子炉の運転期間</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. <u>実用炉規則第9 2条第2項第1号</u>に基づき、<u>実用炉規則第9 2条第1項第8号ニ</u>に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（<u>発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、<u>実用炉規則第8 2条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。</u></u>以下単に「説明書」という。）が添付されていること。</p> <p>4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（<u>発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間</u>）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、<u>実用炉規則第5 5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検</u></p>

査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

劣化評価への影響を評価した結果の内容は、「「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。

(削る)

5. ～ 7. (略)

実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912

査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。

5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。

6. ～ 8. (略)

実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原

257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を参考として定められていること。

2. 認可を受けた長期施設管理計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関することが定められていること。

3. 運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うことが施設管理に関する特別な措置として定められていること。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと及びその期間中に当該評価の際に設定した条件又は評価方法を変更する必要がある場合には当該評価の見直しを行うことが定められていること。

(削る)

子力規制委員会決定) ) を参考として定められていること。

2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。

3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの

<p>(削る)</p> <p>4.・5. (略)</p>	<p><u>規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</u></p> <p><u>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</u></p> <p>6.・7. (略)</p>
------------------------------	--

別表第2 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表  
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>研開炉規則第87条第1項第8号ニ</u> 発電用原子炉の運転期間</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、の</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第8号ニ</u> 発電用原子炉の運転期間</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、の</p>



うちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

(削る)

4. ～ 6. (略)

研開炉規則第87条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「核原

うちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

研開炉規則第77条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。

4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。

5. ～ 7. (略)

研開炉規則第87条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。

2. 認可を受けた長期施設管理計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関することが定められていること。

3. 運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うことが施設管理に関する特別な措置として定められていること。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと及びその期間中に当該評価の際に設定した条件又は評価方法を変更する必要がある場合には当該評価の見直しを行うことが定められていること。

力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定めていること。

2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、研開炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。

<p>(削る)</p>	<p><u>4. 研開炉規則第87条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（研開炉規則第77条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に研開炉規則第77条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u>」を参考として記載されていること。</u></p>
<p><u>4.・5.</u> (略)</p>	<p><u>6.・7.</u> (略)</p>

別表第3 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>II. 長期施設管理計画の審査に当たって確認すべき事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 実用炉規則第113条第1項第5号 劣化評価の方法及びその結果</p> <p>(1) 通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及び結果</p>	<p>II. 長期施設管理計画の審査に当たって確認すべき事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 実用炉規則第113条第1項第5号 劣化評価の方法及びその結果</p> <p>(1) 通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及び結果</p>

①～③ (略)

④ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に規定する「原子力規制委員会が必要と認める時期」として、発電用原子炉施設（特定共用施設を除く。）に係る初回の特別点検については、運転開始日から起算して35年を経過する日以降、運転開始日から起算して40年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から起算して40年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施していること。

初回の追加点検については、運転開始日から起算して55年を経過する日以降、運転開始日から起算して60年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から起算して60年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施していること。

それ以降の追加点検については、発電用原

①～③ (略)

④ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に規定する「原子力規制委員会が必要と認める時期」として、初回の特別点検については、運転開始日から35年を経過する日以降、運転開始日から40年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から40年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施していること。

初回の追加点検については、運転開始日から55年を経過する日以降、運転開始後60年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から60年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施されていること。

それ以降の追加点検については、直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期

子炉施設（特定共用施設を除く。）に係る直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期までに実施していること。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施時期に追加点検を実施することができる。

⑤ 上記④の規定は、特定共用施設について準用する。この場合において、同規定中「運転開始日」とあるのは「特定共用施設の供用開始日」と、「経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで」とあるのは「経過する日まで」と、「発電用原子炉施設（特定共用施設を除く。）に係る直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期まで」とあるのは「特定共用施設に係る直近の追加点検の実施後10年を超えない期間ごと」と読み替えるものとする。

⑥ 発電用原子炉施設（特定共用施設を除く。）について、特別点検の実施体制及び実

施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期までに実施されていること。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施時期に追加点検を実施することができる。

(新設)

⑤ 特別点検及び追加点検の実施体制及び実施手順並びにその点検の対象となる機器又は構

施手順並びに当該特別点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期が適切に定められていること。また、特別点検の結果として技術評価に用いる点検等の結果が明らかにされていること。

特定共用施設に係る特別点検を実施した場合も、同様とする。

(2) ・ (3) (略)

3. 実用炉規則第113条第1項第6号 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第22条に定める監視試験片をいう。）を用いて長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある試験（以下「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

①～③ (略)

④ 長期施設管理計画の期間中に特別点検を実施すべき特定共用施設がある場合（当該特別点検が申請に係る発電用原子炉施設と当該特定共用施設を共用する他の発電用原子炉施設において行われる場合を含む。）には、当該特別点検の実施時期及び実施方針（当該特別点検の結果に

造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期が適切に定められていること。また、特別点検及び追加点検の結果として技術評価に用いる点検等の結果が明らかにされていること。

(2) ・ (3) (略)

3. 実用炉規則第113条第1項第6号 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第22条に定める監視試験片をいう。）を用いて長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある試験（以下「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

①～③ (略)

(新設)

基づく劣化評価の再実施及び当該長期施設管理  
計画の変更に関する方針を含む。)が適切に定  
められていること。

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程

第 1 条 次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7） 別表第 1
- (2) 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領（原規規発第 2308304 号） 別表第 2

第 2 条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管 P 発第 1306197 号）
- (2) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド（原管 P 発第 1307081 号）
- (3) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（原管 P 発第 1306198 号）

附 則

この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 4 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 6 月 6 日）から施行する。ただし、第 1 条第 2 号に係る改正規定は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び



研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

別表第1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>III. 定期事業者検査</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項 (第3項)</p> <p>①定期事業者検査の計画 (第1号)</p> <p>○定期事業者検査に係る工程 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 長期施設管理方針 <u>(発電用原子炉にあって</u></li> </ul>	<p>III. 定期事業者検査</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項 (第3項)</p> <p>①定期事業者検査の計画 (第1号)</p> <p>○定期事業者検査に係る工程 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 長期施設管理方針<u>の反映として実施し、又</u></li> </ul>

は、長期施設管理計画。以下同じ。)の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点  
(略)

②～⑧ (略)

5. (略)

## VI. 施設管理

1. ～4. (略)

5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映 (第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の

はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点  
(略)

②～⑧ (略)

5. (略)

## VI. 施設管理

1. ～4. (略)

5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映 (第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の

信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

i. ～iii. (略)

iv. 経年劣化に関する技術的な評価（発電用原子炉にあっては、長期施設管理計画。以下同じ。）、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）

v. ・vi. (略)

#### 6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号（発電用原子炉にあっては、第1項第7号及び第8号））

○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。

特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

i. ～iii. (略)

iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）

v. ・vi. (略)

#### 6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）

○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。

相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

相当期間とは、例えば次に掲げる期間がおおむね1年以上とする。

- ・法令上必要な許認可その他の処分を受けていないことにより原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該処分を受けるまでに必要と見込まれる期間
- ・法令に基づく命令による義務を履行するために原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該義務を履行するための期間

#### ○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等につい

#### ○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等につい

て検討し、定める必要がある。

運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉にあっては、「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））を参考として、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、劣化を管理する観点から特別に実施すべき施設管理がある場合には、その内容を特別な施設管理実施計画に適切に定める必要がある。また、当該評価の再評価を10年を超えない期間ごとに実施することを組織内規程類に定めるとともに、当該評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合に当該評価の見直しを実施し、その結果を踏まえて特別に実施すべき施設管理がある場合には、その内容を特別な施設管理実施計画に適切に定める必要がある。

#### 7. 原子力施設の経年劣化に関する技術的な評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）

原子力施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針その他

て検討し、定める必要がある。

#### 7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映する

必要な箇所に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

表1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	(略)	研開炉	実用炉	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経年劣化に関する技術的な評価	(略)	第108条～ 第108条の6	第113条～ 第113条の6	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	(略)	30年以降に実施する傾向監視 <sup>※1</sup>
(略)	(略)	(略)
耐震安全性	(略)	同左 ただし、プラントの長期供用を念頭に置いて、 <u>経年劣化に関する技術的</u>

ことにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

表1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	(略)	研開炉	実用炉	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経年劣化に関する技術的な評価	(略)	第77条	第82条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	(略)	30年以降に実施する傾向監視 <sup>※1</sup>
(略)	(略)	(略)
耐震安全性	(略)	同左 ただし、プラントの長期供用を念頭に置いて、 <u>高経年化技術評価の結果</u>

		な評価の結果に基づく現状保全に追加し管理すべき経年劣化事象を加味した、耐震安全性評価が必要。
(略)	(略)	(略)

※1～※3 (略)

表5 経年劣化に関する技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
(略)	(略)
実用発電用原子炉の設置、運転等	「 <u>実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準</u> 」(原規規発第2308304号(令和5年8月30日原子力規制委員会決定))
(略)	(略)

		に基づく現状保全に追加し管理すべき経年劣化事象を加味した、耐震安全性評価が必要。
(略)	(略)	(略)

※1～※3 (略)

表5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
(略)	(略)
実用発電用原子炉の設置、運転等	「 <u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u> 」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
(略)	(略)

別表第2 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
II. 長期施設管理計画認可申請書に係る記載について 1. ・ 2. (略) 3. 実用炉規則第113条第1項第6号の「 <u>発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置</u> 」 ①～③ (略)	II. 長期施設管理計画認可申請書に係る記載について 1. ・ 2. (略) 3. 実用炉規則第113条第1項第6号の「 <u>発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置</u> 」 ①～③ (略)



④ 長期施設管理計画の期間中に特別点検を実施すべき特定共用施設がある場合は、その実施時期及び実施方針を記載すること。

4. ～ 6. (略)

(新設)

4. ～ 6. (略)

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の変更箇所（見え消し）

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十条の三の三十二の規定に基づき、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十

七号) 第八十一条及び第百十三條から第百十三條の四までの改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>第八十一条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設が法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項、第百十三條第一項第五号及び第百十三條の四第四項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管</p>	<p>(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>第八十一条 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設が法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条及び第百十三條第二項第三号において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p>

理を実施すること。

イ・ロ (略)

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日(第百十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。)から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合には、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条

イ・ロ (略)

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。)

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

(新設)

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定に

第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(長期施設管理計画の認可の申請)

第百十三条 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 長期施設管理計画の期間

五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ 通常点検（施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第百十三条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であつて、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に

より長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

第百十三条 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了する日から起算して一年前の日までに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四 延長しようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であつて、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされるときには、第二号に掲げる書類を添付すること

実施する必要があるものをいう。以下この号、第百十三  
条の四第一項第三号及び第百十三条の六第二項において  
同じ。)の方法及びその結果

ロ 特別点検(通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査  
であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発  
電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査  
し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子  
力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。)の方法  
及びその結果

ハ 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事  
項

(1) 評価期間

(2) 評価対象機器等(発電用原子炉施設の安全性を確  
保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化  
に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以  
下同じ。)

(3) 評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中  
性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照  
射量に応じ、監視試験片(技術基準規則第二十二條に規定  
する監視試験片をいう。以下同じ。))を用いて第四号の期  
間中に実施する必要がある試験(第百十三条の四第一項第

を要しない。

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の  
設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書  
類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉  
その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を  
記載した書類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係  
る施設管理方針を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

---

六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

七 技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。）その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（以下「運転開始日」という。）を証する書類

二 前項第五号イからハまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる

---

事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設（二以上の発電用原子炉施設において共用する発電用原子炉の附属施設（法第四十三条の三の三十二第一項、第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特別点検に係る第一項第五号ロに掲げる事項が記載されているものを除く。）であつて、その供用開始日が運転開始日前であるものをいう。以下同じ。）が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

4 前項本文の規定により第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、第二項第二号に掲げる書類のうち第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

**第百十三條の二** 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略す

（新設）



---

ることができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、**前項において準用する同条第十項第五号**口に掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

一 当該申請書に記載する**前項において準用する前条第一項**第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二 当該申請書に記載する**前項において準用する前条第一項**第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であつて、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三 当該申請書に記載する**前項において準用する前条第一項**第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であつて、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検（特定共用施設に係るものを除く。）に係る**前条第一項第五号**口に掲げる事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可

---

を受けた長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであって、同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）の始期から十年を経過する日を超えないとき。

3 前項本文の規定により第一項において準用する前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、**第十項において準用する**同条第二項第二号に掲げる書類のうち**第十項において準用する**同条第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

4 第二項第二号又は第三号の規定に基づき**第一項において準用する**前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとするときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

（長期施設管理計画の変更の認可の申請）

**第百十三條の三** 法第四十三條の三の三十二第四項の規定により、同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表

（新設）

者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 第百十三条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容

五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由

六 変更の理由

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた者は、次条第二項の規定により長期施設管理計画に記載した第百十三条第一項第六号の措置を講ずるためにこれらの認可を受けた長期施設管理計画の期間中に特定共用施設について特別点検を実施したときは、当該特別点検の実施に係る当該長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第四項の認可を受けなければならない。

3 第一項の申請書には、第百十三条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。

（長期施設管理計画に記載すべき事項等）

第百十三条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期

（新設）

---

施設管理計画を記載しなければならない。

一 第一百十三条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

二 第一百十三条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であつて、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。

三 第一百十三条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。

四 第一百十三条第一項第五号ハ(1)の評価期間は、同項第四号の期間を含むものであつて、運転開始日から起算して六十年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。

五 第一百十三条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。

六 第一百十三条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、その申請に係る長期施設管理計画の評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であつて、第一百十三条第一

---

項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別点検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。

3 第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

4 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

第二条のうち、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第七十六条及び第百八条から第百八条の四までの改正規定を次のように改める。

改

正

後

改

正

前

(発電用原子炉施設の施設管理)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二・三 (略)

四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項、第百八条第一項第五号及び第百八条の四第四項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ〜チ (略)

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、

(発電用原子炉施設の施設管理)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二・三 (略)

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ〜チ (略)

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、

それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 運転開始日（第八十二条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合には、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

イ・ロ (略)

六 (略)

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

(新設)

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(長期施設管理計画の認可の申請)

**第百八条** 法第四十三条の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 長期施設管理計画の期間

五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ 通常点検（施設管理実施計画に従って実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第百八条の六第二項第三号において同じ。）及び劣化点検（通常点検以外の点検又は検査であつて、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第百八条の四第一項第三号及び第百八条の六第二項において同じ。）の方法及びその結果

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

**第百八条** 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四 延長しようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類



ロ 特別点検（通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。）の方法及びその結果

ハ 経年劣化に関する技術的な評価に関する次に掲げる事項

(1) 評価期間

(2) 評価対象機器等（発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下同じ。）

(3) 評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（研開炉技術基準規則第二十一条に規定する監視試験片をいう。以下同じ。）を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験（第百八条の四第一項第六号において「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

七 技術の旧式化（科学技術の進展に伴い、その技術が旧式

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

---

となり一般に利用されなくなることをいう。)その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置

八 第五号の点検及び評価並びに前二号の措置の実施に関する基本的な方針及び目標

九 第五号の点検及び評価並びに第六号及び第七号の措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
い。

一 申請に係る発電用原子炉について最初に法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日(以下「運転開始日」という。)を証する書類

二 前項第五号イからハマまでに掲げる劣化評価の方法及びその結果に関する説明書

三 前項第六号、第七号及び第九号の事項に関する説明書

3 第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設(二以上の発電用原子炉施設において共用する発電用原子炉の附属施設(法第四十三条の三の三十二第一項、

---

第三項又は第四項の認可を受けた長期施設管理計画に、その特別点検に係る第一項第五号ロに掲げる事項が記載されているものを除く。）であつて、その供用開始日が運転開始日前であるものをいう。以下同じ。）が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、同号ロに掲げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

4 前項本文の規定により第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、第二項第二号に掲げる書類のうち第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添付を省略することができる。

**第百八条の二** 前条第一項及び第二項の規定は、法第四十三条の三の三十二第三項の規定により同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同項の認可を受けようとする場合について準用する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項において準用する前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する申請書の記載事項のうち同項第五号ロに掲げる事項の記載を省略することができる。ただし、評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合において、当該特定共用施設について特別点検を実施したときは、**前項において準用する同条第十項第五号ロに掲**

(新設)

げる事項のうち当該特別点検に係るものの記載については、この限りでない。

一 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれない場合

二 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれない場合であつて、その発電用原子炉に係る長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して四十年を超える期間が含まれているものに限る。）について法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けたことがあるとき。

三 当該申請書に記載する前項において準用する前条第一項第四号の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれる場合であつて、その申請書に記載する同号の期間の終期がその発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について実施した直近の特別点検（特定共用施設に係るものを除く。）に係る前条第一項第五号ロに掲げる事項を記載した法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（当該長期施設管理計画の期間に運転開始日から起算して六十年を超える期間が含まれているものであつて、同条第四項又は第七項の規定による変

更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの（の  
始期から十年を経過する日を超えないとき。

3 前項本文の規定により第一項において準用する前条第一項第  
五号ロに掲げる事項の記載を省略するときは、**第十項において  
準用する**同条第二項第二号に掲げる書類のうち**第十項において  
準用する**同条第一項第五号ロに掲げる事項に関する説明書の添  
付を省略することができる。

4 第二項第二号又は第三号の規定に基づき**第一項において準用  
する**前条第一項第五号ロに掲げる事項の記載を省略しようとす  
るときは、その申請書には、それぞれ第二項第二号又は第三号  
に規定する事実を証する書類を添付しなければならない。

（長期施設管理計画の変更の認可の申請）

**第百八条の三** 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により、  
同条第一項又は第三項の認可を受けた者が同条第四項の認可を  
受けようとするときは、発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を  
記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない  
い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表  
者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

（新設）

四 第百八条第一項第四号から第九号までに掲げる事項のうち、変更しようとする事項及びその内容

五 変更に係る劣化評価を実施しないときは、その理由

六 変更の理由

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた者は、次条第二項の規定により長期施設管理計画に記載した第百八条第一項第六号の措置を講ずるためにこれらの認可を受けた長期施設管理計画の期間中に特定共用施設について特別点検を実施したときは、当該特別点検の実施に係る当該長期施設管理計画の変更について、法第四十三条の三の三十二第四項の認可を受けなければならない。

3 第一項の申請書には、第百八条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの及び第一項第五号に掲げる事項に関する説明書（変更に係る劣化評価を実施しない場合に限る。）を添付しなければならない。

（長期施設管理計画に記載すべき事項等）

第百八条の四 法第四十三条の三の三十二第二項の規定により、

発電用原子炉設置者は、次の各号に定めるところにより長期施設管理計画を記載しなければならない。

一 第百八条第一項各号に掲げる事項を記載すること。

二 第百八条第一項第四号の期間は、連続する一の期間であ

（新設）

って、その期間が十年を超えないように始期及び終期を記載すること。

三 第百八条第一項第五号イの劣化点検の方法及び同号ロの特別点検の方法は、その点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期を明らかにして記載すること。

四 第百八条第一項第五号ハ(1)の評価期間は、同項第四号の期間を含むものであって、運転開始日から起算して六十一年を下回らない範囲内において発電用原子炉の運転が見込まれる期間に応じて定め、これを記載すること。

五 第百八条第一項第五号ハ(3)の評価方法及び評価結果は、評価対象機器等の劣化の特性に応じて区分して記載すること。

六 第百八条第一項第六号の措置のうち監視試験に関する措置は、当該監視試験の実施時期又は実施基準及び実施方法を明らかにして記載すること。

2 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、その申請に係る長期施設管理計画の評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であって、第百八条第一項第四号の期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施しようとするときは、同項第六号に掲げる事項には、当該特別点検の実施時期及び実施方針を記載しなければならない。

3 第一項第四号の評価期間は、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を計画的に講ずるため、発電用原子炉施設の劣化の兆候又は長期的な傾向を科学的及び技術的な方法により評価する目的で用いられるものであって、法及びこの規則により長期施設管理計画の期間を超えて当該発電用原子炉の運転が認められたものと解してはならない。

4 法第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（同条第四項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された事項に施設管理として実施すべきものがあるときは、発電用原子炉設置者は、これらの認可を受けた後遅滞なく当該事項を施設管理実施計画に反映しなければならない。

附則第一条中「附則第四条の規定は、」を「附則第五条の規定は」に改め、「（令和五年十月一日から」の下に「、附則第三条の規定は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和五年原子力規制委員会規則第 号）の施行の日から」を加える。



附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条中「原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であつて、この規則の施行の際現に設置されているものをいう」を「改正法附則第三条に規定する平成二十四年既設発電用原子炉をいう。以下同じ」に改める。

附則中第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 改正法附則第四条第一項若しくは第三項、第五条第一項又は第六条第一項の認可を受けようとする者は、その長期施設管理計画に係る平成二十四年既設発電用原子炉の附属施設に特定共用施設(その特別点検の実施時期を超過したことその他の正当な事由により、この規則の施行の日前に当該特別点検を実施することができないものに限る。)が含まれるときは、当該長期施設管理計画に、その期間中に当該特定共用施設について特別点検を実施する旨を記載しなければならない。この場合において、当該長期施設管理計画に対する新実用炉規則第百十三条の四第二項の規定の適用については、同項中「特別点検を」とあるのは「特別点検(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則(令和

五年原子力規制委員会規則第四号) 附則第三条前段の規定により長期施設管理計画に当該期間中に実施する旨を記載しなければならないものを含む。)を」とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の日前に脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。) 附則第四条第一項の規定に基づく認可を受けた者は、その長期施設管理計画の評価対象機器等(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部分を改正する規則(令和五年原子力規制委員会規則第四号)による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「新実用炉規則」という。) 第一百十三条第一項第五号ハ(2)に規定する評価対象機器等をいう。)に特定共用施設(新実用炉規則第一百十三条第三項ただし書に規定する特定

共用施設をいう。)が含まれる場合には、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月六日)の前日までに、新実用炉規則第一百三十一条第五号ロに掲げる事項又は同項第六号に掲げる事項のうち当該特定共用施設の特別点検に係るものについて、改正法附則第六条第一項の変更の認可を申請し、又は同条第二項の規定による変更の届出をしなければならぬ。この場合において、同日までに当該変更の認可の申請に対する処分がされなかったときは、当該処分がされるまでの間は、新実用炉規則第一百三十一条第三項ただし書又は第一百三十一条の四第二項の規定は適用しない。

# 発電用原子炉施設の特別点検における 共用設備の取扱いについて

2024年11月26日  
原子力エネルギー協議会

# 1. はじめに

---

- 第42回原子力規制委員会（2024年11月13日）において示された「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」等の改正案については、第38回原子力規制委員会（2024年10月16日）資料3で示された基本的考え方を踏まえ、原子炉本体よりも長期間使用している共用設備の特別点検を安全上必要な時期に計画的に実施することを目的に策定されたものと承知している。
- そのうえで、各原子炉施設における特定共用施設の状況を踏まえ、今後の申請手続き等を円滑に実施するため、規則案及び審査基準案に基づく具体的な運用の詳細事項について確認させていただきたい。

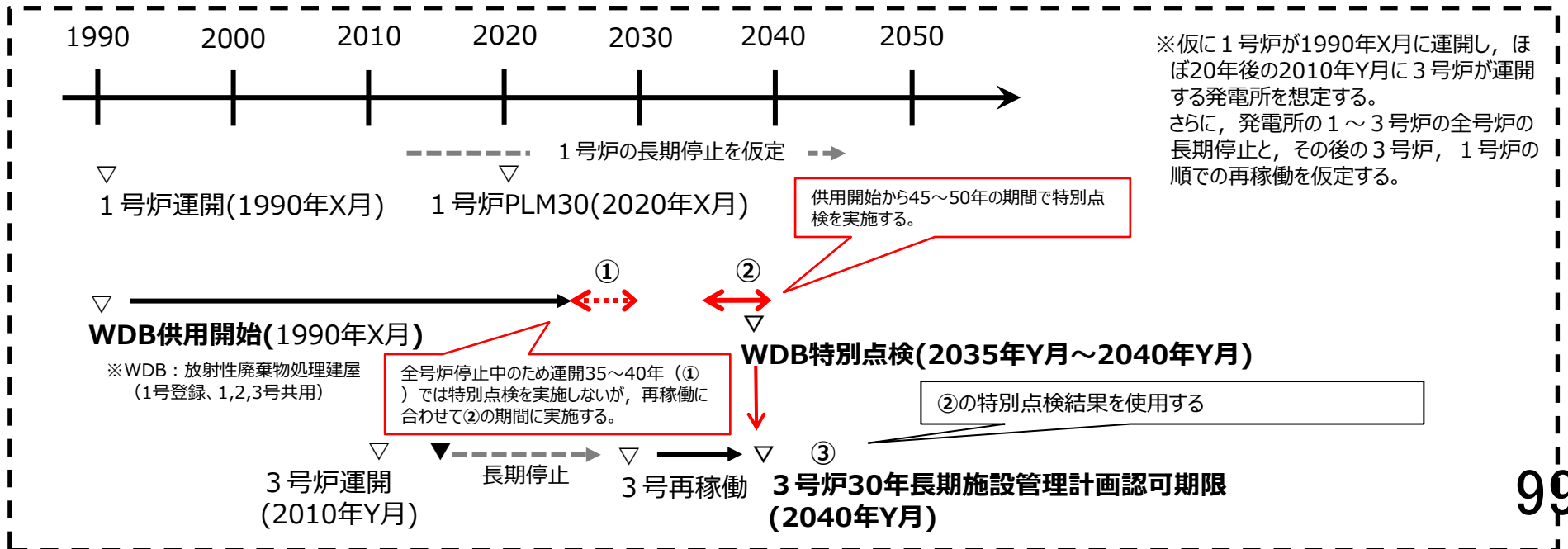
## 2. 確認したい事項 (1/4)

項目		確認事項
1	特定共用施設の「供用開始日」の定義	発電用原子炉施設の「運転開始日」は、実用炉規則第113条第二項第1号において、使用前（事業者）検査合格日と規定されているが、発電用原子炉施設の一部である特定共用施設の「供用開始日」についても、同様に使用前（事業者）検査合格日と理解してよいか。
2	特定共用施設に係る取扱い	実用炉規則第113条第3項中の特定共用施設の定義に従うと、特定共用施設を共用する号炉※側で共用施設の特別点検を実施し、その方法と結果を記載した長期施設管理計画（以下、「長期計画」という。）の認可を受けた場合、当該の共用施設は特定共用施設に該当しないこととなるが、その後において、特定共用施設を有する号炉※側の長期計画における当該特別点検に係る記載（6号記載事項）の変更は不要との理解でよいか。
3	〃	実用炉規則第113条第3項中の特定共用施設の定義に従い、一旦特定共用施設から除外されたものであっても、その後の追加点検の実施に当たっては、再度特定共用施設に該当することとなるという認識でよいか。
4	〃	特定共用施設を共用する号炉において、当該施設の特別点検について記載した長期計画を申請済（未認可）であって、それと同時あるいは並行で特定共有施設を有する号機の長期計画を申請する場合においては、当該特定共用施設の特別点検の方法及びその結果に係る記載（5号記載事項）は省略できるとの理解でよいか。

※ 例えば、1号炉（運転開始日から35年経過）と2号炉（運転開始日から28年経過）との間で共用施設（供用開始日から35年経過）があった場合に、2号炉を「特定共用施設を有する号機」と定義し、1号炉を「特定共用施設を共用する号機」と定義する。

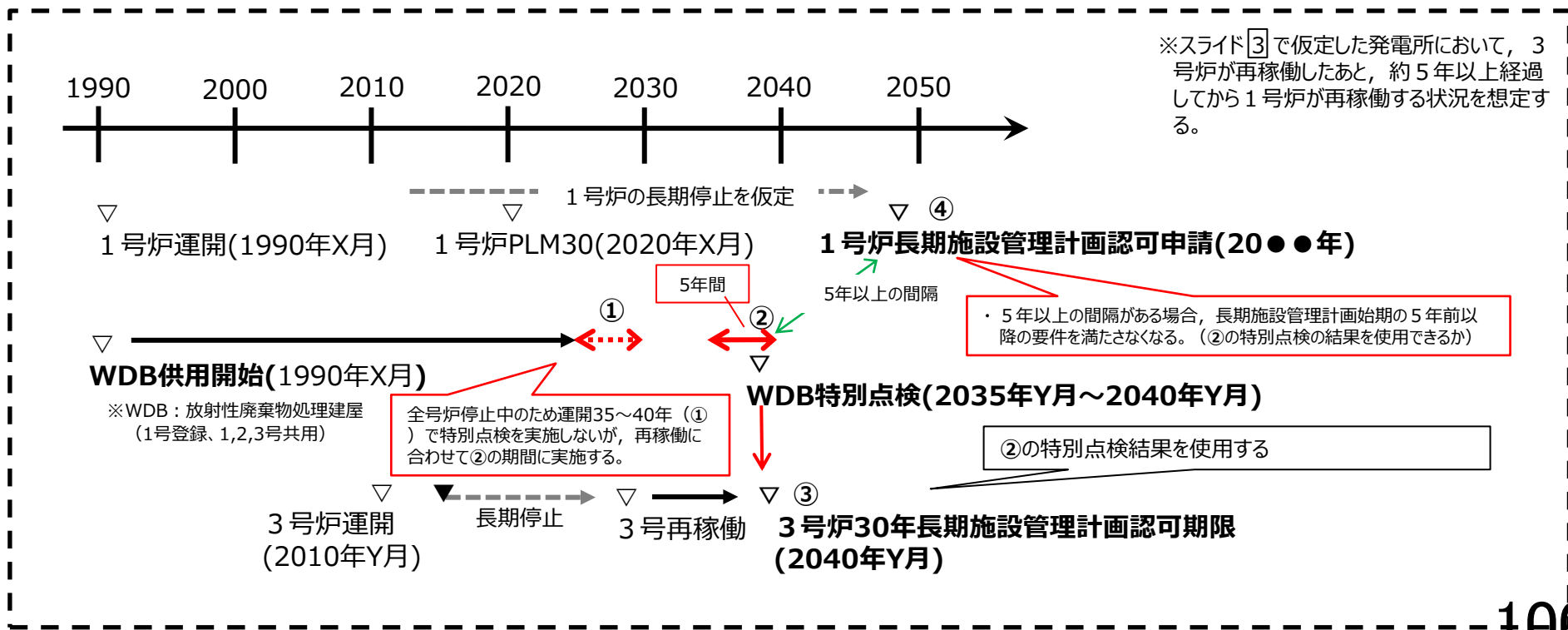
## 2. 確認したい事項 (2/4)

項目	確認事項
5 その他	<p>改正審査基準Ⅱ.2.(1)④に⑤の特定共用施設についての準用を適用すると、当該施設の初回の特別点検は、「供用開始日から起算して40年を経過する日を超えて初めて長期計画の認可を受けようとする場合は、その長期計画の始期の5年前以降、当該長期計画の始期までに実施していること」となる。</p> <p>本体施設の運転期間と特定共用施設の供用期間が長期間、例えば20年離れている場合、本体施設の運転開始から30年（特定共用施設の供用期間50年）を始期とする長期計画の認可を受けようとする場合は、特定共用施設はその供用開始から45～50年の期間で特別点検を実施することとなる。運転開始から30年よりも前に再稼働した場合（長期計画未申請）は、特定共用施設の特別点検が実施されていない状態で運転を継続することとなるが、その理解でよいか。</p>



## 2. 確認したい事項 (3/4)

項目	確認事項
6 その他	<p>長期計画の申請に際して、特定共用施設（例えば、1号炉設備であって3号炉側から見て特定共用施設）の特別点検を実施した後に、それから5年経過以降にそれまで長期停止状態であった1号炉で長期計画の認可を受けようとする場合などにおいては、長期施設管理計画の始期の5年より前に実施した特別点検の結果を使用することはできるか。（再度特別点検を実施するとなった場合、1号炉の長期計画の始期によっては、特別点検の間隔が短期間となる。）</p>





## 2. 確認したい事項 (4/4)

項目		確認事項
7	その他	来年6月に施行される新制度の下では、特別点検は、個々の状況に応じて安全上必要な時期に計画的に実施することが可能となり、今回の改正案においても、特定共用施設は個々の経年を基準とした点検実施時期とする運用となる。他方、現状においては、原子炉本体の運転開始後に供用開始した施設についても、原子炉本体の経年に応じた時期に特別点検を実施することとなっている。新規制基準対応で設置した施設等、原子炉本体の経年と大きく乖離した低経年の施設が存在することを踏まえると、それらの施設についても、経年劣化管理の技術的な整合性の観点から、原子炉本体や特定共用施設と同様の考えに基づき実施時期を定めることができるよう、今後見直しを検討いただきたい。